

前照灯試験機の選択について

～平成 10 年 9 月 1 日以降製作車のすれ違い用前照灯検査～

1. 前照灯試験機を選択

平成 27 年 9 月 1 日から、平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された軽自動車の前照灯試験について、原則、すれ違い用前照灯(ロービーム)により検査を実施します。なお、平成 10 年 8 月 31 日以前の製作車はこれまでどおり走行用前照灯(ハイビーム)で検査します。

2. 審査事務規程の概要

4-57 走行用前照灯

4-57-1～8 (略)

4-57-8-2 性能要件

(1) ①～② (略)

③ 平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車並びに平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、①の性能及び②の正射について、前照灯試験機(走行用)を用いて次の各号により計測し、判定するものとする。(以下略)

5-58 すれ違い用前照灯

5-58-1～2 (略)

5-58-2-1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、5-57-2-1①後段及び③後段の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。

① すれ違い用前照灯(その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。)は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、そのすべてを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあっては、15m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。)にあっては、前照灯試験機(すれ違い用)を用いてアの計測の条件により計測し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。また、前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いてア(イ)により計測したときにイ(イ)に掲げる基準に適合するすれ違い用前照灯は、当分の間、この基準に適合するものとする。(以下略)

3. 実施時期等

- ・実施時期：平成 27 年 9 月 1 日
- ・広 報 等：当協会ホームページ及び別添のポスター等により広報する

お問い合わせ先

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-2-11 新宿三井ビル 2 号館 15 階

軽自動車検査協会 業務部業務課

電話 03-5324-6611 (代表)

FAX 03-5324-6621

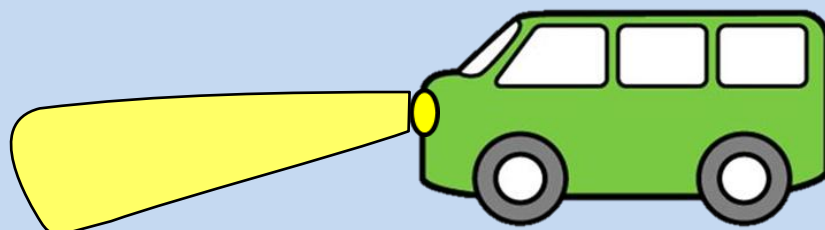
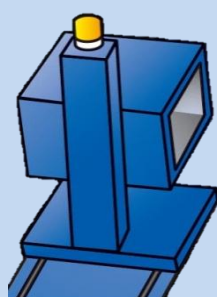
平成27年9月1日
からスタート！

平成10年9月1日以降に製作された軽自動車の前照灯は、原則、すれ違い用前照灯により検査を実施します。

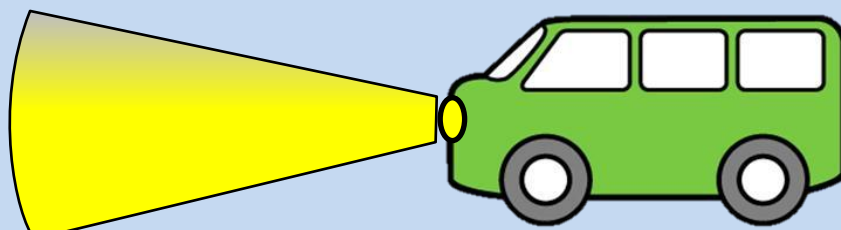
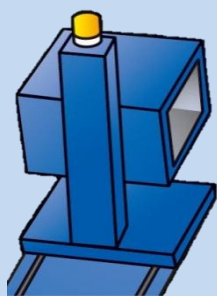
これまで前照灯の光度及び照射方向の検査は、申告がなければ走行用前照灯で実施してきましたが、平成10年9月1日以降に製作された軽自動車は、平成27年9月1日から、原則、すれ違い用前照灯により実施することに変更します。

テストの選択ボタンの操作を間違わないようお願いします。

※製作年月の不明な車両については、検査職員へお尋ねください。



平成10年9月1日以降製作車
すれ違い用前照灯(ロービーム)



平成10年8月31日以前製作車
走行用前照灯(ハイビーム)

※画はイメージです。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization